

# 自治体の情報システム調達における ISMAP への対応状況

本田正美<sup>†1</sup>

2020 年から、日本政府は政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)を導入している。この制度は、政府の情報システム調達に応じる可能性のあるクラウドサービス事業者に対して、政府の求めるセキュリティ要求を満たしているクラウドサービスを予め評価・登録させるものである。2021 年に施行された地方公共団体情報システムの標準化に関する法律では、自治体にもクラウドサービスの利用を求められた。ここで、自治体における情報システム調達でも ISMAP に登録されたクラウドサービスを選択することが求められるところとなる。本研究は、自治体における情報システム調達での ISMAP への対応状況について事例分析を行うものである。

## Adaptation to ISMAP in Information System Procurement by Local Governments in Japan

Masami HONDA<sup>†1</sup>

In 2020, the Japanese government has introduced the Information system Security Management and Assessment Program (ISMAP). This system allows cloud service providers who may participate in the government's procurement of information systems to evaluate and register cloud services that meet the government's security requirements. Under the Act on Standardization of Local Government Information Systems, which came into effect in 2021, local governments were also required to use cloud services. Here, it is assumed that local governments will also be required to select cloud services registered with ISMAP when procuring information systems. This study analyzes case studies on the situation of adaptation to ISMAP in the procurement of information systems in local governments in Japan.

### 1. 研究の背景と目的

2020 年から、日本政府において、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)が運用されている。

この制度は、クラウドサービスを提供する事業者がそのサービスについて政府の求めるセキュリティ要求を満たしていることの評価を予め受けて、それを登録・公表するものである。日本政府にあっては、「世界最先端 IT 国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」(2017 年 5 月 30 日閣議決定)及び「デジタル・ガバメント推進方針」(2017 年 5 月 30 日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部・官民データ活用推進戦略会議決定)において、政府情報システムを整備する際に、クラウドサービスの利用を第一候補とする「クラウド・バイ・デフォルト原則」を採用することとされた。そして、ISMAP 導入後は、政府情報システムの調達時には、ISMAP に登録されているクラウドサービスを選択することとされている[1]。

ISMAP のもとで、2021 年からは登録されたクラウドサービスが公表されている。その数は、2021 年 6 月時点で、10 あった[1]。その後、2021 年 10 月時点で登録されているサービスは 20 であった[2]。登録されたクラウドサービスのリストは随時更新などがなされ、2022 年 10 月末時点で

37 のクラウドサービスが登録されている 1。

2022 年になると、セキュリティリスクが低いサービスを扱う SaaS のための認定制度となる ISMAP-LIU(ISMAP for Low-Impact Use)が導入された[3]。

ISMAP に登録されたクラウドサービスの数は増加し、さらには、ISMAP-LIU のような制度の拡張も図れている。

ここで本研究では、「クラウド・バイ・デフォルト原則」が採用され、政府情報システムの調達時にクラウドサービスの利用が優先的に検討され、実際に利用するとなった際には ISMAP に登録されたクラウドサービスから選択することになったことに着目する。

例えば、2021 年に行われた独立行政法人経済産業研究所による「「イベント管理システム」のサービス調達」では、競争参加資格の中に「「政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)」(英語名: Information system Security Management and Assessment Program、通称: ISMAP(イスマップ)において登録されたサービスであること。ただし登録がないサービスについては、本制度で要求する事項を満たしていること。」とされている 2。

1 ISMAP ポータル「ISMAP クラウドサービスリスト」、[https://www.ismap.go.jp/csm?id=cloud\\_service\\_list](https://www.ismap.go.jp/csm?id=cloud_service_list) (2022 年 11 月 4 日最終アクセス)

2 独立行政法人経済産業研究所 Web サイト、[https://www.rieti.go.jp/jp/procurement/210208\\_1/](https://www.rieti.go.jp/jp/procurement/210208_1/) (2022 年 11 月 4 日最終アクセス)

<sup>†1</sup> 関東学院大学  
Kanto Gakuin University

さらに、2021年に施行された「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」では、自治体にもクラウドサービスの利用が求められるところとなった。この場合、自治体における情報システム調達にあっても ISMAP に登録されたクラウドサービスを選択することが求められる。

## 2. 研究対象となる事例の探索

自治体の情報システム調達において、クラウドサービスの採用が選択される場合に、ISMAP に登録されたクラウドサービスが採用されることになるのか否か。本研究では、まずはそのような事例の探索を行うこととする。

その探索方法は、Google 検索による方法を採用する。これは簡易な方法であり、抜け漏れが生じる可能性も考えられるが、現況を速報的に把握する上では有力な方法であると考え。とりわけ、都道府県の Web サイト上では、情報システム調達と目される入札案件につき、その結果の情報が公開されている[4]。そこで、Google 検索を行うことで、それら都道府県での調達の結果を含めて、その情報を得ることが可能であると考え。

実際の探索作業では、Google 検索において、「都/道/府/県/市/区/町/村、ISMAP」のワードで検索を行い、その結果表示されたページについて適宜確認を行っていく。いずれかの段階で、求める事例が見つけれなくなる段階で探索を終えることとする。

この探索作業は、2022年10月31日および11月4日に行った。結果として、いずれの日時で行った作業も同じ結果となったため、それを以下にまとめる。

## 3. 探索の結果

自治体における情報システム調達と目される案件につき、ISMAP に登録されたサービスであることを要件としていた事例を探索した結果は、以下の図表 1 のとおりである。

図表 1 ISMAP への対応を求めた案件

	検索結果件数	調達案件
都	約 42 件	
道	約 66 件	
府	約 16 件	
県	約 86 件	
	長崎県	長崎県汎用的電子申請システム導入業務
	広島県	広島県電子申請システム等における AI チャットボットシステム構築委託・サービス提供業務
	宮崎県	宮崎県土木積算システム構築業務

市	約 66 件	
	岡山市	岡山市行政手続きオンライン申請サービス調達
	横浜市	新たな電子申請・届出システムの導入及び運用保守業務委託
	横浜市	第 4 次図書館情報システム IaaS サービス提供等業務委託
	加古川市	加古川市情報通信技術利活用コミュニティサイクル導入業務
	福岡市	電子契約サービス提供業務に係る提案競技
	水戸市	電子契約サービス導入プロポーザル
区	約 69 件	
町	約 90 件	
	寒川町	寒川町立小・中学校校務支援システム運用委託
	村	約 55 件

(出所：筆者作成)

都道府県および市区町村につき、事例の探索を行った。図表 1 の「検索結果件数」は、Google 検索において示された検索結果の件数である。それら検索結果につき、一件ずつ内容を精査して、自治体における情報システム調達と目される案件にあつて ISMAP に登録されたクラウドサービスであることを求めることを調達の参加要件としている事例についての情報であるのか否かを確認した。図表 1 の「調達案件」は、そのような参加要件に関する記述が見出された案件を記載した。

それぞれ、県で 3 事例、市で 6 事例、町で 1 事例が見出された。都道府、区村については、検索結果は一定数得られたが、その結果の中に、調達の参加要件として ISMAP への対応を明示したことに関する情報は見出せなかった。そのため、「調達案件」の部分は空欄になっている。

## 4. 考察

都道府県および市区町村を対象にして、情報システム調達と目される案件につき、その参加要件として ISMAP への対応を求める事例の探索を行った。その結果、総計でも 10 件しか、そのような事例は見出せなかった。

ISMAP に登録されたクラウドサービスが公開されたのが 2021 年からであり、自治体における調達時に、その対応を求めると言っても、直ぐにそのようなことが実行できないということかもしれないが、それにしても発見出来た事例の数は少ない。自治体にあつては、ISMAP という制度が浸透していないことの現れかもしれない。

そもそも、本研究では未確認の事項となるが、自治体に

おける情報システム調達では、クラウドサービスの利用が一般的ではない可能性もある。クラウドサービスの利用が一般的でなければ、クラウドサービスに関する評価制度である ISMAP への対応ということ自体が問題にはならない。自治体においてクラウドサービスの利用が低調であるという可能性も指摘出来るだろう。

もうひとつ考えられるのが自治体における情報システム調達に関わる情報の Web 上での公開が進んでいない可能性である。[5]においては、政令指定都市における情報システム調達と目される案件について、その Web 上での情報公開の現況を論じたところである。[4]は都道府県における情報公開の現況を論じたものである。それらの結果を勘案すると、自治体で必ずしも情報システム調達と目される案件について、その情報の Web 上での公開が進んでいないわけではないが、それでも公開が十分ではない自治体もあることから、それが本研究における探索結果となる事例数の少なさに繋がっている可能性が指摘出来るだろう。この場合については、例えば自治体における調達に関する公告を別途調査するといった作業が求められる。

## 5. 結論

本研究では、2020 年から制度が開始された ISMAP につき、自治体における情報システム調達における対応状況を、事例を探索することにより検証した。

探索の結果として見出された事例は全国で 10 件しかなく、この件数だけを見るのであれば、自治体においては ISMAP への対応を事業者に求めているとは言いがたい状況にある。ただし、自治体における全調達案件の件数を本研究では明らかにしてはならず、母数が分からないため、そもそもクラウドサービスが利用されていないのか、利用されているが ISMAP への対応が遅れているのかは判断が不能である。

この見出された事例数の少なさは、次の残された研究上の課題とも関わる事柄であるが、いずれにしても事例数が少ないため、それ以上の分析といったことも困難である。

これについては、今後時間が経過することで取り組みが浸透し、状況が変化する可能性もあるだろう。とりわけ、2022 年には ISMAP-LIU が導入されており、従来よりも多くのクラウドサービスが登録されてくる可能性がある。今後の時間の経過と状況の変化を見定めて、あらためて ISMAP への自治体の応答状況について事例分析を行うことで、その実相に迫ることが出来るだろう。

## 6. 残された研究上の課題

前述のとおり、本研究には、探索の結果として見出された事例数が極めて少ないという研究上の課題が残されてい

る。

この課題については、まず探索方法を変更することにより解消される可能性がある。少なくとも自治体の Web サイト上では情報の公開がなされていない可能性があるが、google 検索というプリミティブな方法ではなく、別の探索の方法を考えるべきだろう。

調達案件の場合には公告がなされており、これが Web 上に展開されていない場合には、それゆえに、情報を取得することが出来ていない。この公告を別途の方法で入手することで情報を取得することを検討する必要がある。

加えて、自治体に対して、直接アンケート調査を実施して検証することも視野に入れるべきである。この方法であれば、ISMAP への登録を調達参加の要件としている事例を漏れなく見つけることも可能である。これについては、実施を検討したい。

また、本研究では自治体における対応状況に焦点を当てたが、少なくとも探索の結果として見出された案件の数が極めて少ないことを鑑みると、そもそも ISMAP の浸透が十分ではなく、その対応の遅れは自治体のみならず、日本政府においても妥当することがらである可能性もある。この点について、本研究では、日本政府における対応状況は未確認であり、その確認作業が残されており、これも研究上の課題となる。

最後に、本研究では自治体というクラウドサービスを利用する側に焦点を当てたが、ISMAP に登録するのはクラウドサービスを提供する事業者であり、「ISMAP への対応状況」ということでは、この事業者側の事例分析も求められるところである。この点についても本研究では一切の作業が行なえておらず、ここにも研究上の課題が残る。

クラウドサービスを提供する事業者が自らのサービスについて評価を受け、それを ISMAP に登録してくれなければ、いくら自治体や政府に ISMAP に登録されたクラウドサービスから利用するサービスを選ぶように要請しても、利用の選択肢がほとんど存在しないという事態に陥ることも想定される[2]。

つまるところ、ISMAP 導入前から自治体において利用されていたようなクラウドサービスについて、それが ISMAP に登録されているのか否かという検証も求められるところである。

## 参考文献

- 1 本田正美：政府情報システムのためのセキュリティ評価制度の現状と課題，FIT2021(第 20 回情報科学技術フォーラム)予稿集，第 4 分冊，pp.349-350，(2021)
- 2 本田正美：ISMAP に登録されたクラウドサービスの現況，研究報告電子化知的財産・社会基盤(EIP)，2021(27)，pp.1-6，(2021)。
- 3 本田正美：ISMAP の現状と ISMAP-LIU の導入，研究報告電子化知的財産・社会基盤(EIP)，2022-EIP-97(2)，pp.1-5，(2022)

- 4 本田正美：都道府県における情報システム調達にかかわる情報公開の現況，研究報告情報システムと社会環境(IS), 2022-IS-161(1), pp.1-3, (2022)
- 5 本田正美：政令市における情報システム調達の参加事業者の現況，研究報告情報システムと社会環境(IS), 2022-IS-160(7), pp.1-8, (2022)